

津別町

水道自動検針用無線通信端末購入プロポーザル

実施要項

令和 7 年 4 月

北海道津別町

津別町 水道自動検針用無線通信端末購入プロポーザル
実施要領

1. 目的

町内の水道メータ 2,600 戸へ水道スマートメータを導入し、遠隔検針や漏水監視等を行うとともに、将来的には水道使用量情報を活用した漏水家屋の早期発見や高齢者等の見守りについて検討する。

これにより、人口減少に伴う料金収入の減少や従事職員・検針員の減少などの課題を抱える水道事業に係る運営費用や徴収に係る業務時間を抑えることで、将来にわたり安定的に町民へ水道水を供給する体制を整える。

2. プロポーザル概要

(1) 名称

津別町水道自動検針用無線通信端末購入プロポーザル

(2) 物品名

水道自動検針用無線通信端末（自動検針システムの各種設定含む）

(3) 発注者

北海道網走郡津別町字幸町 4 1 番地 津別町上下水道事業 津別町長 佐藤 多一

(4) 納入期限

ア 水道自動検針用無線通信端末 2,600 台：契約締結日から順次、令和 7 年 11 月末まで。

イ 自動検針システム：契約締結日から令和 7 年 7 月末まで。

納入期限は津別町と受注者にて協議の上、端末の分割納品など変更することがある。

(5) 契約上限価格：28,600 千円（税込）

3. 事務局

(1) 窓口：津別町建設課水道係 田島 博光

(2) 住所：〒092-0292 網走郡津別町字幸町 41 番地

(3) 連絡先：電話 0152-77-8389

メール：tsubetsu_aqu@sirius.ocn.ne.jp

4. 日程（変更となる場合がある）

(1) 募集告示および募集説明等の公表：令和 7 年 5 月 1 日

(2) 関係書類等に関する質問の受付：令和 7 年 5 月 1 日～9 日 16 時必着

(3) 参加申込書の受付期間：令和 7 年 5 月 1 日～16 日 16 時必着

(4) 参加資格確認結果通知：令和 7 年 5 月 19 日～20 日頃

(5) 企画提案書の締切：令和 7 年 5 月 26 日 16 時必着

(6) プレゼンテーション、ヒアリングの実施：令和 7 年 5 月 29 日

(7) 選考結果の通知：令和 7 年 6 月上旬

(8) 審査結果公表：令和 7 年 6 月上旬

(9) 詳細協議：令和 7 年 6 月上旬～中旬

(10) 契約事業者の選定：令和 7 年 6 月中旬～6 月下旬

- ※ 契約書を締結するまでの諸条件について、津別町との間で詳細協議を実施する。
- ※ 契約候補者との協議が整わない場合には、次点候補者との詳細協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、参加者の負担とする。

5. 参加資格

- (1) 津別町の令和7・8年度競争入札参加者名簿に登録されている者であること。ただし、登録されていないものにおいては、同様の要件が備わっているかの確認を必要とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てによる申し立てをしていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年政令第77号）第2条第6項に該当しない者。
- (5) 北海道内に本社、支店または営業所のいずれかを有する法人であること。
- (6) 過去5年間に於いて自治体または北海道内に於いて同等の物品（付帯する自動検針システム、Web通知システム含む）を納入したことがある法人であること。

6. 事前手続き

- (1) 質問書の提出期間および提出方法（質問がある場合）
質問がある場合は、質問書（様式1）を用いて令和7年5月1日～9日16時必着にて「3. 事務局」宛てにメールにて送付すること。なお、送信時の件名は「プロポーザルに関する質問」とし、メール到着確認は送信者にて実施すること。郵送での受付は実施しないので注意すること。
- (2) 質問への回答公表期間、方法
受付期間より随時、当町HPには公表する。質問者の特殊な技術等に関する質問については、当該質問者のみに書面により回答する。回答の公表に当たっては質問者を匿名化とする。
- (3) 参加にあたっての事前必要提出書類
参加にあたり、事前に書類審査を実施する。参加を希望する場合は令和7年5月1日～16日16時までの間に「参加申込書（様式1-1,1-2）」、「会社概要（様式4）」、「事業実績書（様式5）」を「3. 事務局」まで郵送にて送付すること。なお、郵送する際は配達証明付郵便を用いること。
- (4) 参加資格確認結果の通知
令和7年5月19日～20日頃に「参加資格要件審査結果通知書（様式6）」を用い、メールにて個別に通知する。（参加不可の場合も通知を行う）なお、参加者が契約の締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合は失格とする。

7. 企画提案書等の提出について

上記6の手続きにて参加資格が認められた場合、以下の留意事項に沿って必要書類を作

成の上、提出すること。

(1) 作成に当たっての留意事項について

- ア 企画提案書は項目ごと簡潔明瞭に記述すること。提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。
- イ A 4 版ファイル綴じとする。図面等で A 3 版を使用する場合は A 4 に折り込むこと。
- ウ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時間とする。
- エ 企画提案書の様式は Microsoft Word、Excel、PowerPoint（すべて Windows 版）のいずれかにより作成すること。
- オ 横書きで記載する。使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし図面中の文字サイズについては、この限りでない。
- カ 作成にあたっては「9. 提案評価について」の記載を十分に踏まえ作成すること。
- キ 水道自動検針用無線通信端末に関連する案件について、地方公共団体への納入実績・関連する業務又は実証試験を行った実績を証明する「様式 8. 関連業務実績整理票及び契約書等、証明する書類（写し可）」を添付すること。

(2) 提出必要書類・期間・方法等について

ア 必要書類

「企画提案書提出届（様式 7）」「企画提案書（正本 1 部・副本 7 部）」

「関連業務実績整理表（様式 8）」「代理人が提出する場合は委任状（様式 9）」

「企画提案書の PDF 電子データ」

イ 受付締切

令和 7 年 5 月 26 日 16 時必着

ウ 提出方法

「3. 事務局」宛てに配達証明付郵便で送付すること（PDF データはメールにて別途送付すること）

エ その他（応募の辞退について）

参加申込書の提出から企画提案書の提出期限まで随時応募を辞退することができるため、応募を辞退する場合は、企画提案書締切である令和 7 年 5 月 26 日 16 時までに「辞退届」（様式 3）を「3. 事務局」まで配達証明付郵送により送付すること。

8. 受託者の決定等について

(1) プロポーザル審査委員会の設置

- ア 津別町は企画提案書等の審査を専門的見地に基づき、また平等に実施するため、「審査委員会」（以下、「委員会」という。）を設置している。
- イ 委員会の委員は、津別町職員により構成している。なお、参加者が募集公告から優秀提案者の選定までの間に、本業務について委員に対して直接または間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 委員会及び発注者は、企画提案書等の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。日時、場所については、事前に参加者に通知する。

イ プレゼンテーションの持ち時間は説明・質疑応答込みで30分とする。スクリーン、プロジェクター（HDMI接続）、HDMIケーブルは津別町が用意する。

※目安として説明に20分程度、質疑応答に10分程度の配分で進めていくが、説明に20分からなかった場合は、質疑の時間が増え、20分を超えた場合は、質疑時間が減ることになる。

（３）優先交渉権者の決定

ア 委員会は、次に掲げる項目を全て満たし、各委員の評価点、順位及び総合得点を勘案し、全委員の合議によって最優秀提案者（優先交渉権者）を選定する。

最優秀提案者は受託者としての適正などを調整・協議の後、契約の締結を行う。

①評価項目「中項目」において、各委員の評価点を合計した点数が、それぞれ0点ではないこと。

②各委員評価点の総合得点の平均が、60点以上の得点を獲得していること（100点満点で60点以上）。

イ 審査の詳細については以下「9. 提案評価について」を参照。

（４）選考結果の通知等

ア 津別町は、6月上旬頃を目途に「事業者特定結果通知書（様式10）」を用い、選考結果を参加者に速やかに通知するとともに、本業務に係るホームページで公表する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

イ また、委員会における審査結果は、取りまとめて速やかに公表するが、この際、優秀提案者以外の参加者の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

（５）参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、発注者はその旨を速やかに本業に係るホームページで公表する。

（６）参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合も提案評価基準に従い審査を行う。

（７）契約手続き

ア 発注者は、優先交渉権を獲得した事業者に見積の提出を求めるとともに契約交渉を行い、契約を締結する。

イ なお、発注者は、優先交渉権者が契約を締結しないときは、企画提案審査結果の上位から順に契約交渉を行う場合もある。

9. 提案評価について

(1) 審査方式

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受注者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案内容と参考見積価格、ランニングコストを総合的に評価する。

(2) 企画提案書の審査項目等

企画提案内容である技術評価点及び価格評価点の算出にあたって審査する項目内容は以下(3)から(5)のとおりとする。

(3) 企画提案書の審査項目(技術評価)

ア 企画提案概要

- ・自動検針導入に関する実績があるか
- ・検針業務に関する知識が十分か
- ・継続利用に対して信頼性を有しているか

イ 各種機能・仕様提案

- ・要求仕様を満足しているか
- ・未達の場合の代替策は適切か

ウ 無線通信端末

- ・津別町環境においても使用可能か
- ・長期利用を想定しているか

エ 自動検針システム

- ・利便性を有しているか
- ・システム利用者を考慮して機能設計されているか

オ フォロー

- ・導入時に必要な支援が受けられそうか
- ・長期かつ安定的にサポートが可能か
- ・事業撤退等のリスクはないか(信頼できるか)

(4) 企画提案書の審査項目(価格評価のうち、令和7年度導入費用)

津別町で負担が必要な導入費用合計額(税込)を次の項目ごとに算出すること。なお、別にかかる費用がある場合は、その他費用として項目および内訳を明らかにし、上記に加えること。なお、システム連係に係る津別町料金システム側の改修費用は含まないものとする。

ア 参考見積価格(令和7年度導入費用): 水道自動検針用無線通信端末

- ・水道自動検針用無線通信端末の購入費用(2,600台分)
- ・設置に伴う端末設定費用(2,600台分)
- ・端末の回線登録費用(2,600台分)

イ 参考見積価格（令和 7 年度導入費用）：自動検針システム

- ・初期設定（セットアップ）費用：津別町の LGWAN、インターネット環境から接続可能とするためのセットアップ費用を算出すること。
- ・使用者アカウント登録費用：津別町および工事会社 4 社の合計 5 者が利用すると仮定し、アカウントを作成する費用を算出すること。
- ・津別町料金システム連携費用：料金システムとの関係は csv 関係とする。

ウ 参考見積価格（令和 7 年度導入費用）：設置に伴う諸材料

- ・2,600 台分の接続ケーブル等の材料費用について算出すること。

（5）企画提案書の審査項目（価格評価のうち、8 年間のランニングコスト）

津別町で負担が必要な費用の単価および 8 年間（96 か月分）の合計額（税込み）を次の項目を条件に沿って算出し提示すること。別にかかる費用がある場合は、その他費用として項目および内訳を明らかにし、上記に加えること。なお、料金システムの維持費用は含まないものとする。

ア 8 年間ランニングコスト（無線通信端末）

- ・通信回線利用費用：無線通信端末を 8 年使用すると仮定し、2,600 台分の費用を算出すること。
- ・水道メータおよび無線通信端末制御費用：無線通信端末の使用期間（8 年間）中、2,600 台分のうち毎月 130 台（5%）制御操作を実施すると仮定して費用を算出すること。
- ・定例検針値の取得費用：無線通信端末の使用期間（8 年間）中、毎月 1 回定例検針値を取得すると仮定して費用を算出すること
- ・随時検針値取得費用：無線通信端末の使用期間（8 年間）中、毎月 130 台（5%）随時検針値を取得すると仮定して費用を算出すること。
- ・アラーム通知費用：無線通信端末の使用期間（8 年間）中、毎月 130 台（5%）アラームが発生すると仮定して費用を算出すること。

イ 8 年間ランニングコスト（自動検針システム）

- ・システム利用費用：津別町および工事会社等 4 社の合計 5 者が利用すると仮定し費用を算出すること。
- ・アカウント利用費用：津別町および工事会社等 4 社の合計 5 アカウントが利用すると仮定し費用を算出すること。
- ・アカウント変更や削除に伴う費用：8 年間の間でアカウント変更やアカウント削除を合計 8 回実施すると仮定し費用を算出すること。
- ・無線通信端末データ変更や削除に伴う費用：8 年間の間で無線通信端末のデータ変更や削除を合計 2,600 回分実施する場合の費用を算出すること。
- ・津別町料金システム関係：8 年間の間、自動検針を実施すると仮定し、津別町の料金システムと毎月 1 回データ関係する場合の費用を算出すること。

ウ その他

- ・上記以外でかかる費用と項目を合わせて提示すること

算出条件はあくまで事業者選定における見積条件の平仄を合わせることを目的としており、契約時の条件は契約候補者選定後の詳細協議にて決定する。算出に使用した料金について、契約時の条件変更により変動することは許容するが、本プロポーザルにおける評価に影響を与えると津別町が認めた場合は協議を中止する場合がある。

以上